３０　長　第１１１１号

平成３０年１１月　５日

指定居宅介護支援事業所　御中

須賀川市長　橋本　克也

　　　　　　　 （ 公 印 省 略 ）

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

本市介護保険事業の推進につきましては、日頃より多大なるご協力・ご理解をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３８号）」の一部改正に伴い、平成３０年１０月１日より、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由を当該居宅サービス計画に記載し、市町村に届け出ることが義務付けられました。

つきましては、本市の取り扱いを下記のとおり決定しましたので、書類の提出についてご協力いただきますようよろしくお願いします。

記

１ 厚生労働大臣が定める回数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 基準回数 | ２７回 | ３４回 | ４３回 | ３８回 | ３１回 |

※身体介護を行った後に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行った場合の回数は含

まれません。

２ 提出書類

（１）訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（別紙様式）

（２）アセスメント表・基本情報

（３）居宅サービス計画書（第１表～第７表）

（４）訪問介護計画書

３ 提出時期

平成３０年１０月１日以降に、利用者の同意を得て交付（作成または変更）した居宅サービス計画により、基準回数以上の訪問介護（生活援助中心型）に位置付けたものについて、翌月の末日までに提出してください。

　１０月中に作成したものは１１月末までの提出になります。

（裏面あり）

４ 提出方法

　長寿福祉課に持参してください。※市外事業所については郵送でも可

５ ケアプランの点検

（１）長寿福祉課でケアプランの点検を行います。

（２）事例によっては、担当の介護支援専門員への聞き取りや、地域ケア会議等での検討を

行う場合があります。

（３）点検した結果については、事業所へお知らせします。

（４）ケアプラン点検の結果、改善が必要と判断した場合は、事業所へ改善、報酬返還を求

める場合があります。

（５）提出される計画書の件数が予測できないため、点検に係る期間は未定です。

６ その他

（１）今回の改正は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の促進を図ることを目的としたものであり、基準回数以上となったことをもって訪問介護の利用を制限するものではありません。ケアプランの作成に当たっては、これまでどおり、個々の利用者の生活実態等を考慮し、真に生活援助が必要と判断される場合には、躊躇なく計画に組み込んでください。

（２）届出書の様式については、本市ホームページに掲載してあります。

（３）ご不明な点等ございましたら下記事務担当までご連絡ください。

（事務担当）須賀川市長寿福祉課介護保険係　主任　鈴木

Tel:0248-88-8117　Fax:0248-88-8119